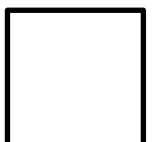
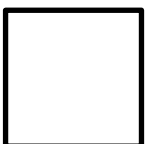


## 第5章

---

### 計画の推進と進捗管理





# 1

## 計画の推進・進捗管理

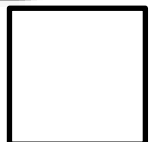
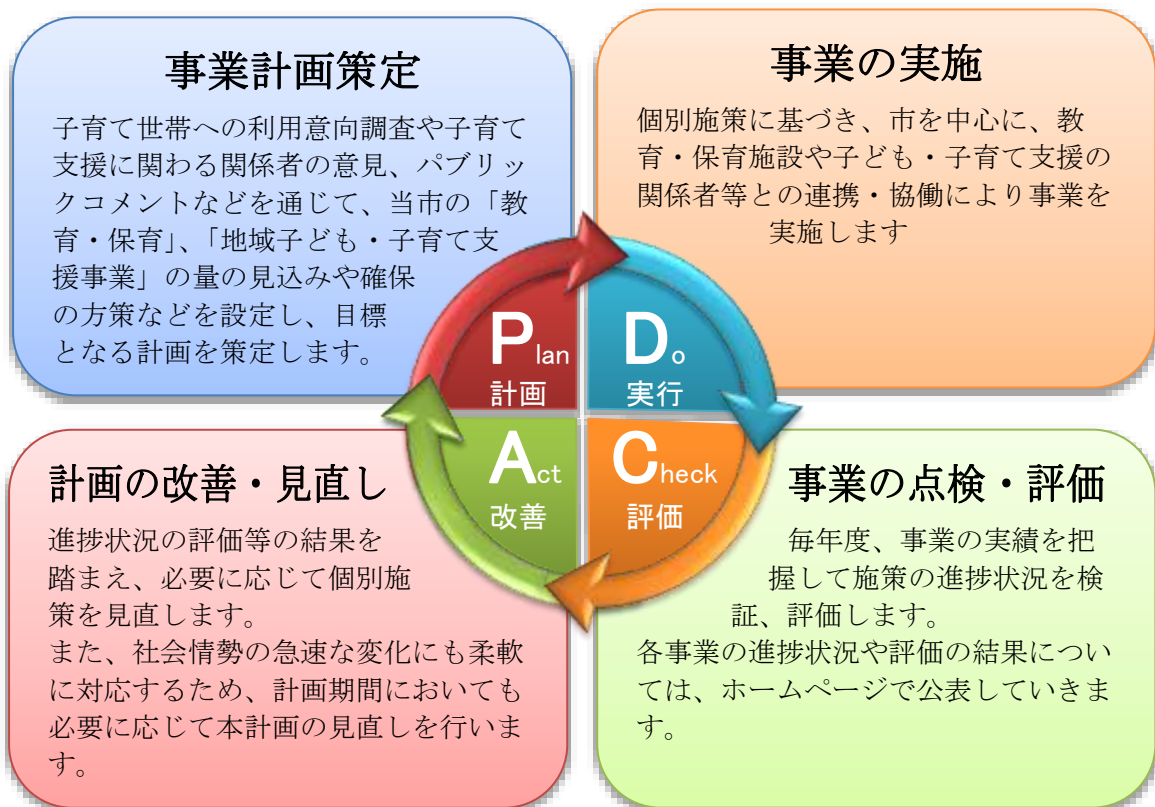
### (1) 計画の推進

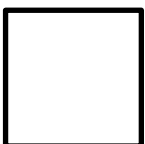
本計画で定めた提供体制の確保の内容等に基づき、市は計画的に事業を提供していきます。また、子ども・子育て支援施策を着実に推進していくために「東村山市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的、計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査、審議します。

各事業の質の維持・向上を推進していくため、エリアを活用して、市と子育てに関係する各種事業者、地域の方たちとの連携・協力を図ります。

### (2) 計画の進捗管理

計画を効果的かつ実効性のあるものにするために、個別事業の実績や進捗状況、前年度との比較、創意工夫や事業の継続性の状況などにつき毎年度点検を実施し、東村山市子ども・子育て会議に報告をして評価を行い、この結果を公表するとともに、課題の改善、取り組み等につなげていきます。



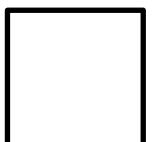


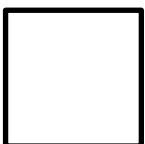


# 第 6 章

---

## 資 料 編





# 5

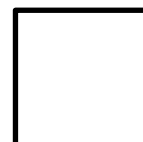
## 用語の解説

あ行

アウトリーチ	行政や支援機関が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。当市のエリアにおけるアウトリーチは、子育てに関する専門的知識を有する者（保健師、看護師、保育士等）が、対象となる子育て世帯へ訪問を行い、それぞれの世帯に寄り添った支援を行うことをいう。
預かり保育（幼稚園における一時預かり）	登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業のこと。
育児休業制度	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度のこと。育児・介護休業法では、原則として子が1歳に達するまで、両親ともに休業を取得する場合には子が1歳2か月になるまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には子が1歳6か月になるまで、また1歳6か月時点で同様の事情がある場合には再申請することにより2歳までの労働者の育児休業取得が認められている。
一億総活躍社会	少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする社会のこと。
一時預かり事業（一時保育事業）	主として昼間において、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを認可保育所等で預かり、必要な保育を行う事業のこと。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養等の日常生活を営むために必要とされる医療的な行為のこと。

か行

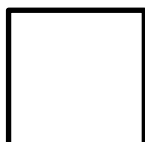
外国につながる幼児と家庭	国籍に関わらず、海外に自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた幼児とその家庭のこと。
核家族化	都市化や高度経済成長とともに、3世代同居等の「大家族世帯」が減少し、夫婦とその未婚の子どもで構成される家族、いわゆる「核家族世帯」が増加する現象のこと。
確認（特定教育・保育施設等の確認）	子ども・子育て支援法第27条第1項の規定に基づき、市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業の申請により、その施設類型の区分に応じて子どもの認定区分ごとの利用定員を定めたうえで、給付の対象となることを確認する制度のこと。
確認（特定子ども・子育て支援施設等の確認）	子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、市町村が、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等が満たすべき教育・保育の質及び運営について、基準を満たしていることを確認する制度のこと。
家庭的保育	利用定員を5人以下とし、主に3歳未満の乳児・幼児を対象に、家庭的保育者の居宅またはその他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業のこと。
企業主導型保育	企業が、子ども・子育て拠出金を原資とする助成を受けて、主として従業員向けに認可外保育施設として設立・運営する事業のこと。自社の従業員だけでなく、他の企業との共同利用や地域に住む人の利用枠も設定できる。



キャリアパス	職位や職責に就くために必要な業務経験やその順序、配置異動等のルートなどのこと。
教育活動サポーター	放課後子ども教室において、児童の見守りや児童の学習・読書・遊び・スポーツ等の補助を行う者のこと。
教育・保育施設	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のこと。
教育・保育施設保育提供区域	市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。
合計特殊出生率	その年次における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。
子育て安心プラン	女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を令和 2 年度末までに前倒しして整備することを掲げている国の計画のこと。
子育て世代包括支援センター	保健師、助産師等の専門職が、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目ないサポートを子育て関係者と連携して行う制度のこと。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業のこと。
子ども家庭支援センター	育児相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、子育て情報の提供などを行い、子育て家庭への総合的な支援を行う相談窓口のこと。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき市町村が条例で設置する審議会その他合議制の機関のこと。
子ども・子育て関連 3 法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律のこと。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。
子ども・子育て支援法	子どものための現金給付（児童手当）や子どものための教育・保育給付（施設型給付費・地域型給付費）、子どものための施設等利用給付を行うための仕組みを定めた法のこと。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子育て支援の充実のため、地域のニーズに基づいた子育て支援の事業計画をつくること等についても定めている。
子ども・子育て支援法に基づく基本指針	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備、その他子ども子育て支援法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるよう、子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。

さ行

事業所内保育事業	事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもの預かる保育事業のこと。定員数に基づいた一定数の地域枠を設けて、その地域の子どもと従業員の子どもを一緒に保育することで、新制度における保育給付対象となる。
----------	--

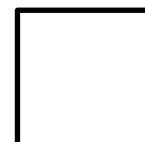




次世代育成支援対策推進法	平成 15 年に施行された法で、育児環境の整備を図るため、地方公共団体・企業において行動計画を策定することなどについて定めたもの。
市町村子ども・子育て支援事業計画	特別区を含めた全ての市区町村が作成する、5 年間を計画期間とする幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画のこと（子ども・子育て支援法第 61 条）。
指導監督	認可外保育施設において、適切な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを都道府県において確認し指導等を行うこと。
児童虐待	親または親に代わる保護者により児童に加えられる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待およびネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為のこと。
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできない子どもを家庭に代わって、公的に養育する仕組みのこと。家庭的な環境の下で子どもを養育する「家庭的養護」と、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。
就業率	15 歳以上の人口における就業者の割合のこと。なお、就業者とは、実際に働いている人（従業者）と休業者を合わせたものをいう。
小1の壁	主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設が見つからなかったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じる場合があること。
障害児福祉計画	障害児通所支援等の提供体制の整備を図るため、児童福祉法に基づき、支援の種類ごとの見込みの量などを定める計画のこと。
障害者福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な方向を定める計画のこと。
小規模保育事業	利用定員を 6 人以上 19 人以下とし、主に 3 歳未満の乳児・幼児を対象に保育を行う事業のこと。
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの量的拡充を図り、令和 3 年度末までに約 25 万人分を、令和 5 年度末までに合計約 30 万人分の受け皿を整備すること、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することなどを掲げている国の計画のこと。
すくすく訪問事業	生後 6 カ月から就学前の子どものいる家庭に市の地域担当保育士が訪問し、育児相談を行う事業のこと。
総合計画	当市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示したもので、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく、市の最上位計画のこと。

た行

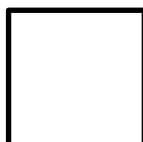
待機児童	保育の必要性があり、入所の申込みをしているにもかかわらず、定員超過等により保育所等に入所できない状態にある児童のこと。
第三者評価	公正・中立な第三者（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から見た評価結果を幅広く市民や事業者公表することにより、情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す制度のこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。



地域型保育事業	少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を対象に保育を行う事業のこと。「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つがある。
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業のこと。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業の総称のこと。
地域福祉計画	地域の福祉を推進するため、主に、地域活動における地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画のこと。
地域包括ケア推進計画	後期高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み(地域包括ケアシステム)の構築・推進に向けて策定された計画のこと。「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を「地域包括ケア推進計画」と呼称する。
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就労形態と保育需要に対応した都独自の事業のこと。月単位で継続的に子どもを保育する。
特定教育・保育施設	市町村長が施設等利用給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
特定地域型保育事業	区市町村長が地域型保育給付費の支給に関する事業を行うものとして確認する地域型保育事業のこと。

な行

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行う事業のこと。
発達健康診査	運動や精神面での発達遅滞が気になる乳幼児に対して、小児神経科医師による健康診査を行う事業のこと。
認可外保育施設	保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての都道府県知事の認可を受けていない施設のこと。
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事又は市町村に認可された施設のこと。保護者が仕事や病気などの理由で、小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。
認証保育所	東京都独自の制度で、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、これを満たすものとして都が認証した認可外保育施設のこと。A型(駅前基本型、対象0歳から5歳)とB型(小規模、対象0歳から2歳)の2種類がある。
認定区分	「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業」での教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける認定の区分のこと。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われる。
認定こども園	就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設のこと。一般的には保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設とされ、母体となる施設によって「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つのタイプがある。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持と増進のために健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業のこと。

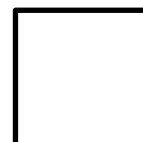


は行

働き方改革	働く人が、それぞれの事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを図る取り組みのこと。
パブリックコメント	市民参加の方法の一つとして、政策に関するものの内容について、広く市民意見や提案を募集する手段のこと。一般的に「市民意見公募手続」や「市民意見提出手続」などと訳される。
PDCA サイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。これを繰り返すことによって螺旋状に次第にプロセスが改善されることが期待されている。
病児保育事業	病気又は病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業のこと。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において子育ての援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。
保育の必要性の認定	子どもの保護者が、就労や妊娠・出産、疾病や障害等の理由によりその子どもの保育が出来ない場合に、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書など客観的な基準に基づき、保育の必要性があるかどうかを認定すること。
放課後子ども教室	放課後に校庭や教室を開放して、その学校に通う子どもの活動拠点（居場所）をつくり、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動を実施する事業のこと。
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業のこと。当市では「児童クラブ」という名称で実施している。
保・幼・小連絡会	当市の保育所・幼稚園・小学校が共に連携し、各施設での子どもたちの生活スタイルや保育及び指導のあり方を相互に理解、共有するための会議のこと。幼児期から小学校低学年にかけて学びの連続性を持たせることを目的とする。

や行

ゆりかご・ひがしむらやま	特に妊娠から産前・産後にかけての支援事業の総称。
養育家庭	家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭のこと。家庭的養護の一類型。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業のこと。
幼児教育・保育の無償化	「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」において閣議決定された、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する制度のこと。幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象となる。
幼稚園	学校教育法に定める、3歳から5歳児に対して幼稚園教育を行う施設のこと。
要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。



要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会のこと。
--------------	---

ら行・わ行

利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を指し、就労時間以外（余暇）における結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、キャリア形成や地域活動への参加などに個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現できる状態や考え方のこと。

※説明中に略称で表記した法律の正式名称は、以下のとおりです。

育児・介護休業法：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

認定こども園法：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」

